

中山間地域等直接支払制度のお知らせ

中山間地域等直接支払制度は、広く国民の理解の下、明確かつ合理的・客観的な基準により国と地方公共団体が緊密に連携を図りながら、透明性を確保して実施するものです。

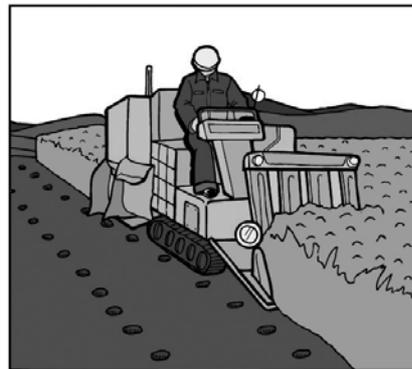
本制度は、中山間地域等における自立的かつ継続的な農業生産活動などの体制整備に向けた前向きな取り組みなどを推進するとの考えの下で実施されています。

◎制度の趣旨

耕作放棄地の増加などにより、水源かん養機能・洪水防止機能など農業農村の有する多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成などによる農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するため直接支払を実施します。

◎平成 23 年度町が認定した集落および内容

- 集落および代表者名 下金山集落 代表 津田 修
- 対象農用地 ・急傾斜 108,179 m² (単価 10 a 当り 16,800 円)
・緩傾斜 1,329,687 m² (単価 10 a 当り 6,400 円)
・交付金 10,327,403 円
- 交付金の用途 ・個人配分 5,153,000 円 共同取組活動 5,174,403 円
合 計 10,327,403 円
- 集落および代表者名 金山集落 代表 鹿野 重博
- 対象農用地 ・緩傾斜 701,731 m² (単価 10 a 当り 6,400 円)
・交付金 4,491,078 円
- 交付金の用途 ・個人配分 2,245,000 円 共同取組活動 2,246,078 円
合 計 4,491,078 円



平成 23 年度の具体的な取り組み

(1) 農業生産活動などについて

- ・対象農用地が適正に耕作されている。 ・水路、農道等の草刈などの管理点検がされている。

(2) 共同取組活動について

- ・水路、農道等の草刈 ・排水路の土砂上げ ・農道の整備 ・エゾ鹿被害防止柵の管理

●産業課農政係 ☎ 52 - 2178

知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方

対象となる労働者：建設業の現場で働く人

掛金：日額 310 円

★特長

- 国の制度なので安全、確実、申込み手続きは簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人は必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

★建退共制度の特例措置のお知らせ

- 建退共では、地震等による災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

★建退共から事業主の皆さまへのお願い

- 共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

●建退共北海道支部 ☎ 011 - 261 - 6186